

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	保険年金課
委 託 業 務 名	国保標準システム先行データ移行対応業務
委 託 業 務 場 所	大津市
概 要	令和 7 年度を目標にシステム標準化対応を行う方針が、総務省より示されているため、国民健康保険システムについても、標準準拠システムへの移行を次年度以降で実施していく。 については、短期間でのシステム移行となるため、本業務ではシステム移行に先行して、現行システムからデータ移出を行う。
契 約 期 間	令和 5 年 1 2 月 1 日から 令和 6 年 3 月 2 9 日まで
契 約 年 月 日	令和 5 年 1 2 月 1 日
契 約 金 額	6, 3 2 5, 0 0 0 円（税込み）
契約の相手方	〔所在地〕 京都府京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町 1 〔名 称〕 富士通 Japan 株式会社 京都公共ビジネス部
契約相手方の選 定 理 由	当該業者は国民健康保険システムの製造開発業者である富士通株式会社から事業移管された業者であり、データの移出業務は、開発業者から事業移管された当該業者しか実施できないため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 ②不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- （注意） 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。